

第 64 回公文書管理委員会（平成 30 年 6 月 11 日）における 主な意見

< 専門家の配置 >

- 文書の管理は、国際的な標準を意識して水準を上げていくべきであり、国立公文書館の専門家を各省庁に配置できるような体制を目指すべき。

< 行政文書の電子的な管理 >

- 行政文書の電子的な管理の充実が重要である。情報公開請求に適切に対応するため、または業務のための資源として活用するため、一元的な管理あるいは分散管理を戦略的に行うことが求められており、中長期的に大事なテーマではないか。
- 一元管理で、ファイル名、メタデータのキーワード等で検索できるようにするのが一つの案。さらに、本文からそのまま情報を分析して文書を探索することも、十分できるのではないか。

< 電子決裁 >

- 電子決裁のルールをどう見直していくか。決裁したら一切修正できないのか、できるとしたらどういう形ならばよいのか。
- 決裁後、正本への差替えが行われているというが、正本が確定していない段階で決裁を認めるべきでなく、検討すべき。

< 監査・指導の体制 >

- 不祥事の端緒が見つかった場合には、外部からしっかり調査に入ることができるようなシステムが必要。
- 組織ぐるみで隠ぺいを図ろうとする空気の中、反発もあった。こうした声をいかにさせるよう、内部通報の整備が重要。

- 防衛省の再発防止策で監察を担当する組織の新設があるが、ほかの省庁にも応用可能ではないか。
- 公文書管理の観点から、各省の官房に審議官レベルのような幹部を置き、国立公文書館などと連携して、公文書管理の適正なあり方を省庁横断的に指示し、指導していく枠組みが必要ではないか。

<懲戒処分>

- 懲戒処分については、免職になるくらいの厳しい処分基準があるのではないか。もしそれができないなら、刑事罰のようなものも考える余地があるのではないか。
- 懲戒処分は前例主義ではなく、民主主義の根幹を揺るがすような不正にはふさわしい懲戒処分が必要ではないか。